

掛川市規則第16号

掛川市富士見台霊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市富士見台霊園条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市富士見台霊園条例施行規則（平成17年掛川市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中「同一区画に2人以上の」を「募集区画数を超える」に改める。

第7条に次の1号を加える。

(7) 碑石（刻字部分を除く。）に着色しないこと。

第14条中「火葬許可書」を「火葬許可証」に、「改葬許可書」を「改葬許可証」に改める。

第15条中「清浄の尊厳維持」を「清浄及び尊厳維持」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

